

令和 4 年 1 月
特許庁

書面による手続のデータエントリー業務一式（意匠・商標等）の
実施要項の変更について

1. 経緯

特許庁は、平成 12 年に現行の電子化手数料の額を定めて以来、その後 20 年以上見直しを行っていなかったところ、令和 2 年 10 月から令和 3 年 1 月にかけて計 5 回開催された産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、特許庁サービスの維持・向上のための歳出・歳入構造改革の観点から、電子化手数料の適正化について指摘を受け、電子化手数料の算定方法について検証を実施しました。

その結果、実費が現行手数料を上回っている状況であることが明らかとなったことから、電子化手数料についてその実費に基づいた見直しを行います。

また、基本問題小委員会の指摘を踏まえた手数料の見直しと併せて電子化に付随する業務の見直しを行ったところ、特許庁内での実施が必須ではない業務についても外注することとしました。

つきましては、実施要項の変更と契約変更を行いたいので、ご了承願います。

2. 修正内容

電子化対象書類に必要事項が正しく記載されているか確認し、不備がある場合には必要事項を正しく修正する。【別紙参照】

3. 今後の対応

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の事業期間について、契約を変更して実施。

業務フロー図

○書面の電子化業務(各書類共通)

